

週休2日試行工事に関するQ&A

Q1：休日とは、現場での作業を休止することでしょうか。

A1：休日とは、「現場閉所」であり、建設現場及び現場事務所における一切の作業を行わないことを指します。ただし、以下の作業は除きます。

- ・コンクリート養生、レイトンス除去作業等、品質確保上最低限の作業
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

Q2：現場閉所率の算定における、祝日・夏季休暇・年末年始の取扱を教えてください。

A2：現場閉所率を算定する際の期間（着手日から完成日までの日数）に、夏季休暇3日間及び年末年始6日間は含みません。祝日は期間に含みます。

Q3：「やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合」とはどのような場合ですか。

A3：次のような場合が考えられます。

- ・近接工事との工程調整
- ・道路使用許可条件や地元要望のため
- ・その他、監督員が必要と認めた場合

Q4：計画した休日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替え休日を取得する必要があるのでしょうか。

A4：振替え休日の取得は不要です。休日取得状況報告書にその旨分かるように記載して下さい。

Q5：「振替の休日を取得」する場合の考え方を教えてください。

A5：工期末等に休日が偏ることは好ましくありません。概ね月単位で4週8休相当の休日が確保できるよう、計画して下さい。

Q6：週休2日の実施により工事が遅れた場合はどうなるのでしょうか。

A6：週休2日の実施を理由とした工期延期は認められません。発注者は、週休2日を考慮した適切な工期設定を行うことが重要であり、受注者は、十分な検討を行ったうえで、休日取得計画を作成する必要があります。

Q7：作業予定日が雨天や台風等で中止となった場合、休日とみなされますか。

A7：現場閉所とした場合は、休日扱いとします。

Q8：精算変更で間接費を補正する場合、どの時点で週休2日実施の可否を判断すれば

よいでしょうか。

A 8 : 精算変更の協議時点までの実績で実施できているか確認して下さい。ただし、精算変更後、工事完成日までに所定の現場閉所率を下回らないよう留意して下さい。